

令和3年度

議会情報戦略推進特別委員会

調査研究結果報告書

令和4年2月
豊田市議会

目 次

1	設置の経過	1
2	調査研究事項	2
3	委員会開催状況及び内容	3
4	調査研究結果	4
5	提 言	17
6	おわりに	20

令和4年2月14日

豊田市議会議長

太田博康様

議会情報戦略推進特別委員会

委員長 木本文也

議会情報戦略推進特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、令和3年5月13日の本会議において設置されて以来、委員会の設置目的である、情報技術の多様化やポストコロナの生活様式を見据え、人工知能（AI）など情報通信技術（ICT）活用の可能性を見極め、効率的かつ危機管理などに対応した議会活動の実現について、調査研究を進めてきた。

これまでの経過と活動について、その結果を報告する。

記

1 設置の経過

(1) 令和3年5月13日の本会議において本特別委員会が設置され、次の11名が委員に選出された。

石川嘉仁、大石智里、北川敏崇、木本文也、窪谷文克、鈴木孝英、中尾俊和、
中島竜二、羽根田利明、深谷とおる、福岡靖純

(2) 同日開催の委員会において、委員長に木本文也、副委員長に鈴木孝英を選出した。

2 調査研究事項

本特別委員会の設置目的である「情報技術の多様化やポストコロナの生活様式を見据え、人工知能（AI）など情報通信技術（ICT）活用の可能性を見極め、効率的かつ危機管理などに対応した議会活動を目指す」をふまえ、具体的な調査研究事項として以下の点について調査研究した。

- (1) デジタル化による迅速な情報共有による議会活動の効率化
 - ・ グループウェアを用いた情報提供・スケジュール管理等の検討
- (2) 危機管理などに対応した議会活動の実施
 - ・ 委員会等のオンライン会議の実施方針・方法の検討
- (3) 諸課題の検討
 - ・ 議会における情報バリアフリー推進の検討
 - 議会中継映像への文字表示（字幕表示）
 - 議会中継のインターネット配信
 - 電子表決システムの導入
 - ・ 次期改選期に向けたタブレット端末及びパソコン等OA機器の検討

3 委員会開催状況及び内容

	期 日	内 容
1	令和3年 5月13日(木)	・ 正副委員長互選
2	6月24日(木)	・ 調査研究事項(案)について ・ 年間活動スケジュール(案)について ・ 次回以降の会議日程について
3	7月28日(水)	・ 調査研究事項について ・ 次回以降の会議日程について
4	8月19日(木)	・ デジタル化の情報共有について ・ グループウェアの操作等について ・ 次回以降の会議日程について
5	9月24日(金)	・ 諸課題について ・ グループウェアについて ・ オンライン会議の実施方法について ・ 次回以降の会議日程について
6	11月 2日(火)	・ グループウェアについて ・ オンライン会議について ・ 調査研究結果報告書(案)について ・ 次回以降の会議日程について
7	12月 2日(木)	・ グループウェアについて ・ 諸課題について ・ 調査研究結果報告書(案)について ・ 次回以降の会議日程について
8	12月21日(火)	・ グループウェアについて ・ 調査研究結果報告書(案)について ・ 次回以降の会議日程について
9	令和4年 1月18日(火)	・ 調査研究結果報告書(案)について ・ 次回の会議日程について
10	1月27日(木)	・ 調査研究結果報告書(案)について ・ 今後の予定及び議会だよりの原稿について

4 調査研究結果

(1) 国及び豊田市のデジタル化等についてヒアリング（経営戦略部）

ア 我が国の動向及び豊田市デジタル強靱化戦略について

(ア) 我が国の動向

《IT新戦略（世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画）》

- ・政府は、新型コロナウイルス感染症を契機に、様々な分野においてデジタル化・オンライン化ができていない現状を身をもって体験する機会となったことを踏まえて、令和2年7月に「IT新戦略（世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画）」を策定した。
- ・戦略では、①データ利活用・②デジタル・ガバメント・③社会基盤の整備・規制のリデザインを重要視点として、様々な場面へのデジタル技術の活用を進めていくこととした。

《自治体DX推進計画 等》

- ・令和2年12月に上記計画が策定され、デジタル技術を活用することで、住民の利便性の向上と、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。この中では、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、AI・RPAの利用促進等が位置付けられている。

(イ) 豊田市デジタル強靱化戦略（令和3年3月策定）

- ・「豊田市ICT活用ビジョン」（令和2年7月策定）と国のデジタル化の加速等の社会経済情勢の変化を踏まえ、ICTの活用により実現する姿、デジタル化を推進していくための戦略、それらを実現するための具体的な施策等をまとめたもの。
- ・目指す姿として、「ICTの活用で実現する安心で活力と魅力のあるまち豊田」を掲げている。
- ・令和6年度までを本戦略の対象とし、重点推進期間と位置付け、集中的にデジタル化を進め、市民が「行政サービスが便利になった」と感じてもらえるような変化・改革を確実に実現していくこととしている。

イ グループウェア及びオンライン会議システムについて

(ア) グループウェアについて

a グループウェアとは

- ・情報共有などのためのアプリケーションソフトウェアのことを指し、メンバー間での情報交換・共有、スケジュール調整・管理を通じ、業務の

効率化を目指したもの。

- ・ 1つのアプリケーションソフトに、様々な機能が統合されている。

b グループウェア導入のメリット

- ・ メッセージ機能や掲示板機能を活用することで、様々な情報共有をすばやくメンバー間で実施することが可能である。
- ・ スケジュール管理機能を活用することで、スケジュールに変更があった場合や、急な打合せが発生した際でも、直ぐに最新のスケジュールを確認することができ、効率的な調整が可能である。

c グループウェア導入のポイント

- ・ グループウェアを導入してどのような課題を解決したいのかを共有することがポイントである。
- ・ パソコンだけでなくスマートフォンやタブレットでの業務も想定しているのであれば、それらの機器にも対応できるソフトウェアを選定することもポイントである。
- ・ メンバーの誰もが操作しやすいものを選定することが重要。機能が優れていても、設定が難しい、画面が見づらいなどの場合も想定されるので、実際の画面や操作性を確認することが必要である。

(イ) オンライン会議について

a オンライン会議とは

- ・ 遠隔地点の相手と音声通信やビデオ通信によりコミュニケーションを可能にするツールである。
- ・ オンライン会議の導入が進んでいる背景には、コロナ禍により在宅勤務や場所を選ばず柔軟に仕事ができるようになったことに加え、オンライン会議専用の設備投資の必要がなく、スマートフォンやパソコンで簡単に利用できることなどが挙げられる。

b オンライン会議導入のメリット

- ・ 会議や研修などへの移動時間の削減、交通費など諸経費の削減につながる。
- ・ 資料を画面上で共有することが可能なので、手元に資料がなくとも実務的な会議・研修が可能となる。
- ・ 会議や研修の内容にもよるが、オンライン会議専用の場所を確保する必要がないため、急な打合せにも対応が可能である。

c オンライン会議導入のポイント

- ・ 映像や音声途切れ途切れになると、会議にストレスを感じるとともに、重要な情報が伝わらないことでミスにつながることも想定されるこ

とから、安定した接続ができることが重要なポイントである。

- ・同時接続できる人数（台数）を確認しておくことが必要である。
- ・多機能なものほど使い方が難しいケースが多く、導入しても使われない可能性があるため、必要な機能が備わっていて、誰にでも簡単に操作できることが重要である。
- ・インターネット環境を通じた会議であるため、セキュリティ対策が万全でないと情報漏洩の危険性がある。どのようなセキュリティ対策がとられているアプリケーションなのかを十分に確認しておく必要がある。

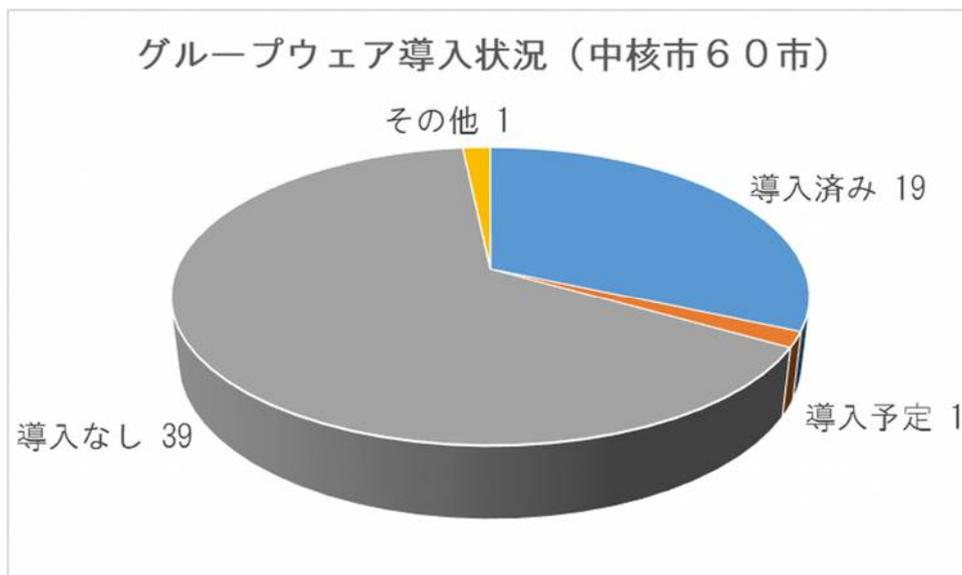
（２）デジタル化による迅速な情報共有による議会活動の効率化について

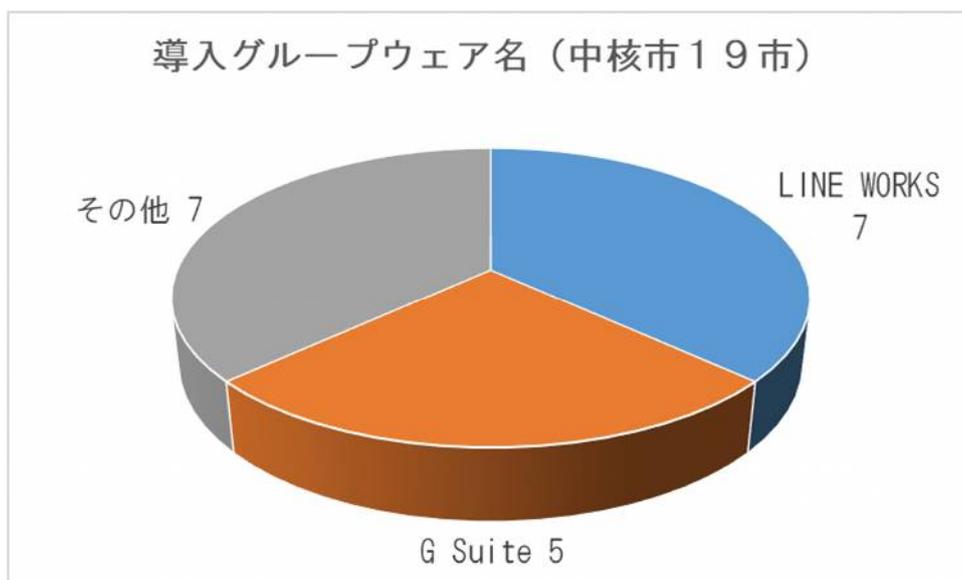
～グループウェアを用いた情報提供・スケジュール管理等の検討～

ア 他市議会の状況

- ・議論の前提として、他市議会（中核市及び西三河）の導入状況を確認した。
- ・中核市については、１９市で導入されている。
- ・１９市が導入しているグループウェアは、グラフのとおりで、「LINE WORKS」が７市で採用されており最も多い。
- ・西三河８市については、７市で導入されており、「LINE WORKS」、「サイボウズOffice」が共に３市で採用されている。

<中核市６０市（令和２年１０月時点）>





※その他:サイボウズ Office、サイボウズ Garoon、GRIDY、GroupSession by Cloud、Office365、WowTalk、SideBooks それぞれ1市

<西三河8市（令和3年7月時点）>

- ・岡崎市、高浜市、刈谷市 → LINE WORKS
- ・安城市、知立市、みよし市 → サイボウズ Office
- ・西尾市 → Google Workspace
- ・碧南市 → LINE WORKS or サイボウズ Office
で検討中

※G Suite：現在は「Google Workspace」と名称変更

イ 必要な使用場面（範囲）に基づく機能の確認

中核市及び西三河8市の導入状況から、「LINE WORKS」及び「サイボウズOffice」の2つのグループウェアについて、試行導入を実施し、効果を検証した。

（ア）試行期間

ア LINE WORKS

令和3年8月19日（木）～

イ サイボウズOffice

令和3年11月2日（火）～11月26日（金）

（イ）試行対応議員

議会情報戦略推進特別委員会 委員11名

(ウ) 試行範囲及び機能

想定される使用方法から、下記の範囲及び機能を試行した。

①議員と事務局職員との連絡・調整

メッセージ機能を使用して、スムーズに連絡が取り合えるかを試行した。

②議員への情報提供及び会議の開催通知

現在、FAXやメールで提供・通知している議員への情報提供資料・会議の開催通知について、投稿機能を使用して確認することができるかを試行した。

③スケジュール管理

スケジュール機能を使用して、本会議、常任委員会、特別委員会の管理ができるかを試行した。

④会議等の日程調整ほか

アンケート機能を使用して、特別委員会の会議日程の調整を試行した。
また、アンケート機能を使用した安否確認を試行した。

(エ) 試行導入における主な検証事項

①機能面の検証・・・必要としている機能を満たしているか

②操作性の検証・・・操作画面や共有された情報へのたどりやすさ、メッセージやスケジュールの入力のしやすさなど

③視認性の検証・・・必要な情報がすぐに確認できるなど、画面の見やすさ

(オ) 検証結果

①機能面の検証・・・タブレットやスマホなどインターネットにつながる携帯端末を所持していれば、いつでもどこからでも情報にアクセスすることができるため、迅速で確実な情報伝達手段として有効であり、情報共有を行う上での機能は十分満たしている。

a メッセージ機能について

チャット形式で行われるため、気軽に意思疎通ができ、必要な情報をスピーディーに確認し合いたい場面で有効である。

b 投稿機能について

現行のFAX・メールによる情報提供に比べ、より迅速に情報へアクセスすることが可能である。また、ペーパーレス化によるコストカットが期待できる。

c スケジュール機能について

個人の予定のみでなく、他メンバーの予定も確認することができるため、連絡や日程調整が容易にできる。

d アンケート機能について

アンケート結果を直ぐに共有できるため、容易に日程調整等が可能である。

e その他

「LINE WORKS」では、既読管理がしやすく、未読者へ再通知を行う機能もあり、情報の周知徹底が容易に行える。

②操作性の検証・・・「LINE WORKS」は、多くの議員が使用している「LINE」のビジネス版ということもあり、「サイボウズOffice」に比べ、利用しやすい。

タブレット端末やスマホの通知機能をONにしておかないと、通知に気づかない可能性があるため、通知設定をしっかりと行うことが重要である。

「サイボウズOffice」は、最新通知をもらうためには、別途通知を知らせるアプリを入れる必要がある。

③視認性の検証・・・メッセージ機能や投稿機能は、グループやカテゴリを作成することで、容易にメッセージ相手や投稿情報を探ることができる。また、重要な投稿は、常に最上部へ表示することで、重要情報が埋もれないようにすることが可能である。

「サイボウズOffice」は、トップ画面が存在し、様々な機能（例えば、メッセージやスケジュール、投稿情報など）を一括で確認できるようになっている。

※2種類のグループウェアについて、メッセージ機能、掲示板機能、スケジュール機能、アンケート機能、その他（既読機能、ディスク容量、費用）の5項目の指標で比較評価した結果、「LINE WORKS」が最適であると考えられる。比較評価結果の詳細は、「別紙1 グループウェア評価シート（結果）」を参照のこと。

(3) 危機管理などに対応した議会活動の実施について

～委員会等のオンライン会議の実施方針・方法の検討～

ア 他市議会の状況

- ・ 議論の前提として、オンライン会議開催を可能とするための委員会条例等の改正状況について確認した。
- ・ 7月28日時点で、委員会条例等の改正を行っていることが確認できる中核市は、以下のとおりである。
函館市、八戸市、柏市、横須賀市、松本市、大津市、豊中市、吹田市
- ・ 委員会をオンライン会議により開催することができる場合として、八戸市及び豊中市は「新型コロナウイルス感染症のまん延の防止」に限定し、函館市、柏市、横須賀市、松本市は「重大な感染症のまん延防止のため」及び「大規模な災害の発生等」による場合、吹田市は「非常災害又は重大な感染症の流行」による場合としている。
- ・ また、大津市は、委員長は特に必要があると認めるときはオンライン会議システムにより会議を開催することができるとし、委員は公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、忌引その他のやむを得ない事由によりオンライン会議システムにより会議に参加することを希望することができるとしている。

イ 実施方法の検討

実際にオンライン会議を実施し、効果を検証した。

(ア) 実施日

令和3年11月2日(火) 第6回議会情報戦略推進特別委員会

(イ) 実施場所

豊田市役所南庁舎7階 南74委員会室 5人

南72委員会室 3人

議員自宅 3人

(ウ) 使用アプリケーション

Zoom

(エ) 実施における主な検証事項

- ①実施方法の検証・・・オンライン会議に参加するまでの一連の流れを確認
- ②通信環境の検証・・・通信状態や音声の状態を確認
- ③操作性の検証・・・操作のしやすさを確認

実際にオンライン会議を開催し、実施方法・通信環境・操作の検証を行った。

(オ) 検証結果

- ①実施方法の検証・・・回数を重ねることで、課題を見つけるとともに、操作等にも慣れていくことが必要である。
 - ②通信環境の検証・・・ノートPCを有線LANで接続
→ 安定 ○
ノートPCを無線LAN(Wi-Fi)に接続
→ 不安定 △
タブレット端末を無線LAN(Wi-Fi)に接続
→ 安定 ○
 - ③操作性の検証・・・概ね支障なく操作することは可能であるが、ミュートのし忘れ、解除のし忘れ等、よりスムーズに会議を実施するためにも操作に慣れる必要がある。
- その他・・・普段からパソコンを置いていない部屋にてオンライン会議を行うとなった時は、機器のセッティング等に時間がかかるため、あらかじめセッティングに要する時間が必要である。



オンライン会議の様子

(4) 諸課題の検討

ア 議会における情報バリアフリー推進の検討

(ア) 議会中継映像への文字表示（字幕表示）

a 他市議会の状況

- ・ 議論の前提として、他市議会（中核市及び西三河）の導入状況を確認した。

<中核市60市（令和2年6月時点）>

- ・ 音声を字幕化し、リアルタイムでモニター等に表示を行っている市議会はなし。

<西三河8市（令和3年7月時点）>

- ・ 一般質問等の際の発言者名や通告書の件名等は表示しているが、発言の字幕表示を行っている市議会はなし。

※政令指定都市の川崎市が、UDトークを使用した字幕表示を行っている。

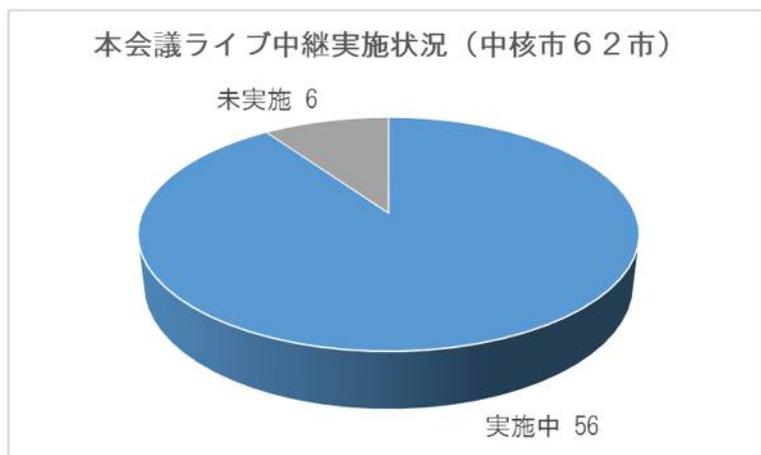
※UDトーク・・・コミュニケーションを支援するアプリ。
音声端末で文字になる。

(イ) 議会中継のインターネット配信

a 他市議会の状況

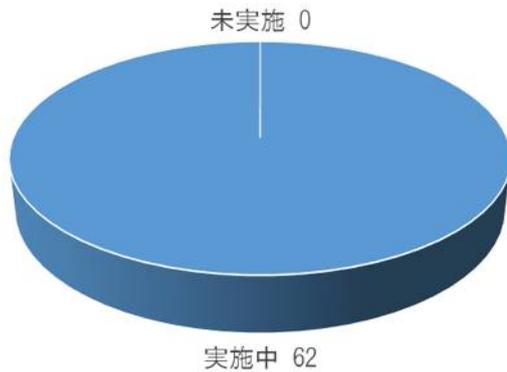
- ・ 議論の前提として、他市議会（中核市及び西三河）の導入状況を確認した。
- ・ 配信方法としては、映像配信システムによる方法や YouTube を使用した方法などがある。
- ・ インターネット配信に関しては、本市は一般質問3日間の録画中継しか行っておらず、他の中核市と比べ遅れている現状と言える。

<中核市62市（令和3年9月時点）>



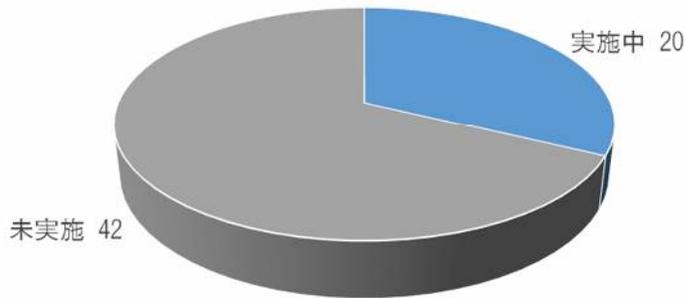
- ・ 本会議をライブ中継している中核市（62市）の状況は、実施中が56市、未実施が6市であった。

本会議録画中継実施状況（中核市62市）



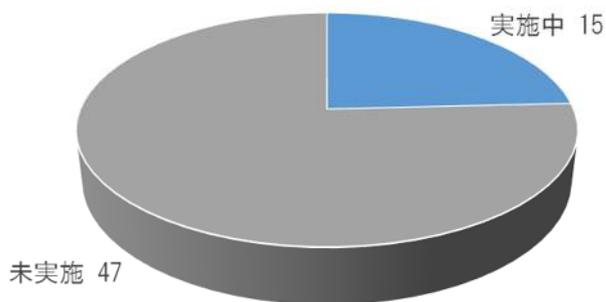
・本会議を録画中継している中核市（62市）の状況は、実施中が62市、未実施が0市であった。

委員会ライブ中継実施状況（中核市62市）



・委員会をライブ中継している中核市（62市）の状況は、実施中が20市、未実施が42市であった。

委員会ライブ中継実施状況（中核市62市）



・委員会を録画中継している中核市（62市）の状況は、実施中が15市、未実施が47市であった。

<西三河8市（令和3年7月時点）>

- 本会議 ①ライブ配信及び録画配信を実施
 岡崎市、安城市、西尾市、高浜市、みよし市
- ②録画配信のみ実施
 碧南市、刈谷市、知立市
- 委員会 ①ライブ配信を実施
 なし
- ②録画配信のみ実施
 岡崎市（YouTubeを使用）

(ウ) 電子表決システムの導入

a 他市議会の状況

- ・ 議論の前提として、他市議会（中核市及び西三河）の導入状況を確認した。

< 中核市 60市（令和2年7月時点） >

① 議場におけるボタン式投票システム

【導入している】

秋田市、山形市、郡山市、柏市、長野市、大津市、鳥取市、呉市、
下関市、高知市、鹿児島市、那覇市 計12市

< 西三河 8市（令和3年7月時点） >

【導入している】

① 議席の採決ボタンによる電子採決システム

刈谷市、知立市

② アプリ（SideBooks）による電子採決システム

安城市

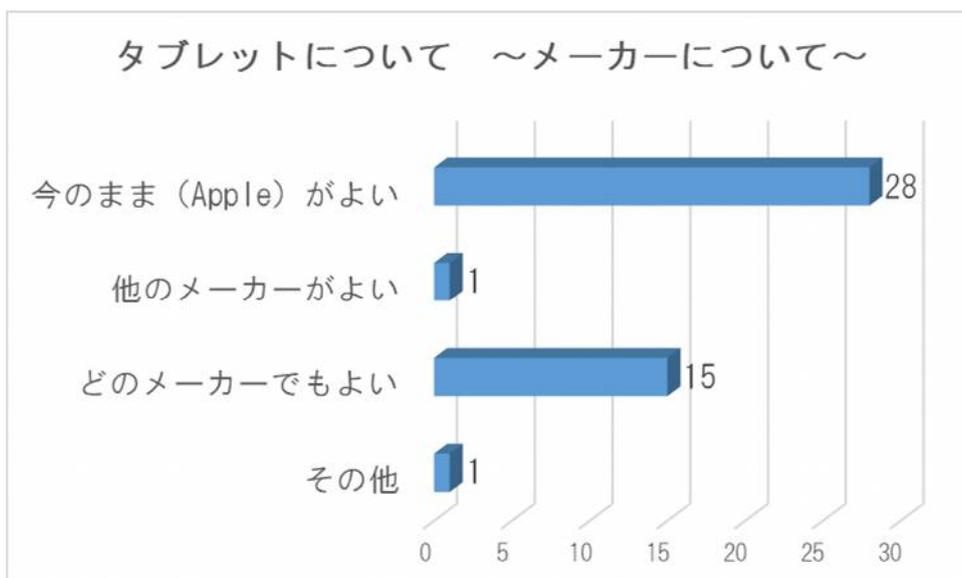
【導入していない】

岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、みよし市

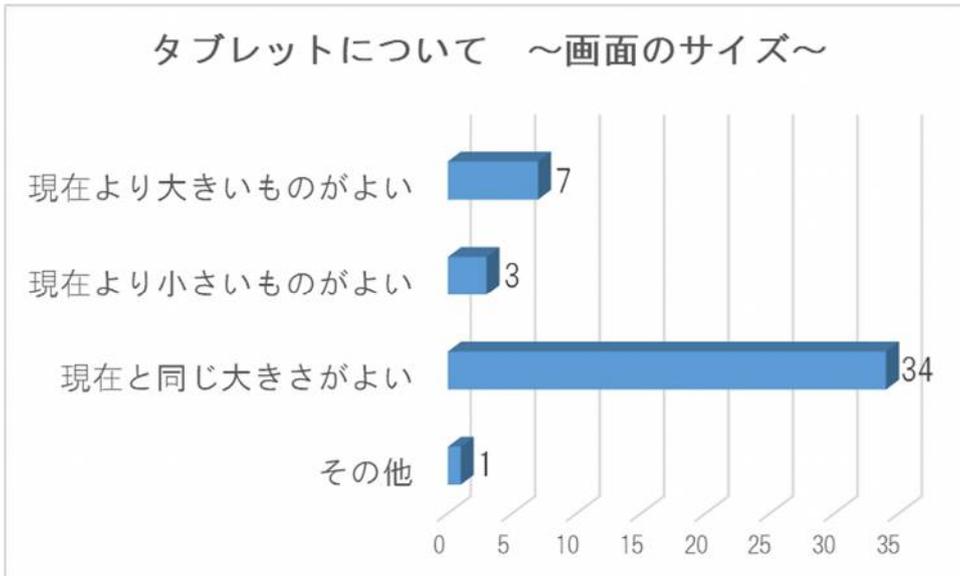
イ 次期改選期に向けたタブレット端末及びパソコン等OA機器の検討

次期改選後に使用するOA機器について、全議員へ意向調査を行った。

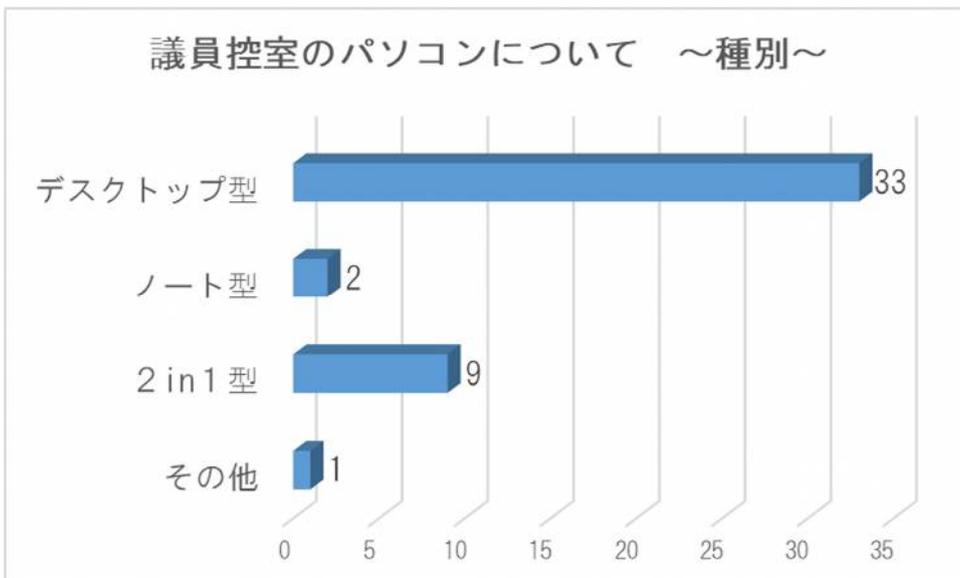
- ・ アンケート結果からは、タブレット端末、控室のパソコン共に、現状のままを希望する議員が多いことが確認できた。



※その他の1は、「他のメーカーがよい」「どのメーカーでもよい」と選択肢を2つ選択された回答。



※その他の1は、「選択制にしてほしい」という回答。



※その他の1は、回答を選択しなかったもの。

【主な意見等】

○タブレット端末について

- ・持ち運びを考え、サイズは少し小さい方がよいと考える。
- ・議員控室のデスクトップとタブレットがあるためどちらか一つに統合した方がよいと考える。
- ・控室のパソコンとタブレット機能を統一し、一人一台のパソコンとする。このことにより、経費の削減につながる。
- ・iPad Proの性能も向上してきているため、Wordとプリンターを追加すれば、控室のPCはなくてもよいのでは？欲を言えば、キーボードと外部モニターがあったら嬉しい。

- ・ 控室パソコンの経費削減や仕事を円滑に進めるといった意図で Surface（2 in 1 型ノート PC）の方が使いやすいと考える。

○控室パソコン

- ・ 画面の速度が遅いので、早く切り替わるように、また稼働するように容量をあげて欲しい。
- ・ マウスがワイヤレスだととても嬉しい。
- ・ 議員 PC がノートか 2 in 1 になり、外へ持ち出せるようになれば、効率化が図れる。そのためには、プリンター、LAN などを無線にする必要がある。
- ・ 持ち運びが可能な端末は、落下などにより故障させる恐れがあり、故障した場合、業務に支障が出るケースが考えられる。また、必ず市役所に持参する必要があり、持ち忘れなどの事態も考えられるため、現状のように市役所に固定の端末があると良いと思う。

5 提 言

本特別委員会の設置目的を踏まえ、以下のとおり提言する。

(1) デジタル化による迅速な情報共有による議会活動の効率化

デジタル社会の急速な進展といった社会情勢や環境の変化に対応するとともに、議員活動の効率化のため、デジタルツールの一つであるグループウェアの導入が有効であると判断した。

ア グループウェアの導入

本特別委員会における試行導入の結果、以下の使用場面及び使用機能が想定でき、それに基づいたグループウェアを導入する。

(ア) 使用場面・使用機能

a 使用場面

- ・ 議員への情報提供や会議の開催通知、スケジュール管理、会議等の日程調整、議員と事務局職員との連絡・調整など。

b 使用機能

- ・ メッセージ機能
- ・ 投稿機能
- ・ スケジュール機能
- ・ アンケート機能 など

(イ) 導入グループウェア

a 導入グループウェア・・・LINE WORKS

- b プラン・・・議員情報提供等、一定期間データを保存しておくために必要と想定される容量を確保する必要があるため、それに見合ったプランを選定する。

(ウ) 運用ルール

- ・ グループウェアの目的外使用等を防ぐため、使用に関して、必要な事項を定める。

※「資料1 豊田市議会グループウェア運用ガイドライン（案）」

(エ) 導入及び運用スケジュール

- ・グループウェア導入に伴い、FAXとの併用期間を設けた上で、議員情報提供や会議の開催通知等をグループウェアに切り替えていく。
- ・併用期間終了後、FAXについては、廃止の方向で検討を行う。
※詳細については、「資料2 グループウェア使用による情報提供等のFAXからの切り替えについて(案)」を参照のこと。

(2) 危機管理などに対応した議会活動の実施

生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延や地震、台風その他大規模な災害等により、議事堂に参集することが困難な状況下においても市議会としての役割を果たせるよう、オンライン会議が開催できるようにすることが重要である。

ア オンライン会議の実施

(ア) 運用ルール

オンライン会議を円滑に実施するため、実施に関して、必要な事項を定める。ただし、オンライン会議の実施については、より具体的なルールや傍聴ルールなど、実情に合わせたルール作りを行う必要があるため、必要に応じて改正を行っていく。

※「資料3 豊田市議会オンラインによる委員会出席等に関する運用要領(案)」

(イ) 具体的な運用方法

- ・本特別委員会では、オンライン会議を実施するためのアプリケーションとして、Zoomを使用した。執行部の利用状況も加味しながら、どのアプリケーションを使用していくのか、引き続き検討する。
- ・議事堂内において安定的にオンライン会議を実施するための環境を整備する必要がある。

(ウ) その他

- ・非常時に即座に対応できるよう、適宜訓練を実施する必要がある。

(3) 諸課題の検討

ア 議会における情報バリアフリー推進の検討

(ア) 議会中継映像への文字表示（字幕表示）

- ・ 音声を字幕化し、リアルタイムで表示している市議会はまだ少数であるが、「UDトーク」を使用し実施している市議会もあることから、その使用も含め引き続き検討を行う。

(イ) 議会中継のインターネット配信

- ・ 映像配信システムによる方法や YouTube を使用した配信方法があるなど、検討する事項が多いため、その実施方法も含め、引き続き検討を行う。

(ウ) 電子表決システムの導入

- ・ 議席の採決ボタンによる電子採決システムやタブレット端末に入れたアプリを使った採決システムがあるため、その実施方法も含め、引き続き検討を行う。

イ 次期改選期に向けたタブレット端末及びパソコン等OA機器の検討

- ・ アンケートの結果を踏まえ、改選後のOA機器を選定すること。

6 おわりに

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済を始めとした様々な活動が停滞し、私たちの生活も大きく変化した。このことは当然、市政運営、議会運営にも大きな影響を及ぼすこととなった。今回、本特別委員会で「危機管理などに対応した議会活動の実施」を調査研究事項の一つとして取り上げたのも、こうした社会情勢に対応していくためである。

また、豊田市議会は幾度となく特別委員会を設置し、その時々的情勢に合った議会活動の活性化に取り組んでおり、その取組は全国的にも評価されている。議会活性化の取組をさらに進め、またポストコロナの生活様式を見据え、人工知能など情報通信技術活用の可能性を見極め、効率的で危機管理に対応した議会活動を実施していくことが重要であり、そのことを念頭に調査・研究を進めてきた。

冒頭に述べた議会としての危機管理への対応は、議会の重要な役割である議事機関としての機能が、災害時等でも維持できる環境を整備することであり、その対策の一つがオンライン会議の試みであった。特別委員会としてオンライン会議を実施し、おおむね支障なく操作、対応することができたことはひとつの成果である。一方で、条例等の整備、各議員に対する日頃からのトレーニングを実施していかなければならないなど、様々な課題も明らかになった。オンライン会議は危機管理上、必要なツールであり、万々に備えた試行運用を繰り返し、全議員が機能を熟知し、操作に慣れることが必要である。

また、デジタル化の進展により様々なデジタルツールが登場しており、社会に必要不可欠なものとなっている。デジタルツールを導入することで迅速性や正確性を備えた議会活動を実施していくことが求められている。例えば、デジタルツールの一つであるグループウェアは、情報共有の迅速化を図り、議会活動の効率化につなげることができ、分かりやすい議会、住民福祉の増進に寄与する重要な手段の一つである。なお、グループウェアを使用することで、現行のFAXを廃止しペーパーレス化等を進めることも可能となるため、併用期間を設けながら、スムーズな切り替えを図ることが求められる。

さらには、諸課題に示した情報バリアフリー化は、次年度以降の特別委員会設置も視野に入れ、実施に向けた検討をしていかなければならない課題である。

今回の特別委員会では、コロナ禍により通常の先進地視察が実施できなかった。現地で生の声を聞くことができないまま提言に至ったことは残念であり、今後、各議員にも情報収集していただき、会派等においても研鑽していただくよう要望をするものである。

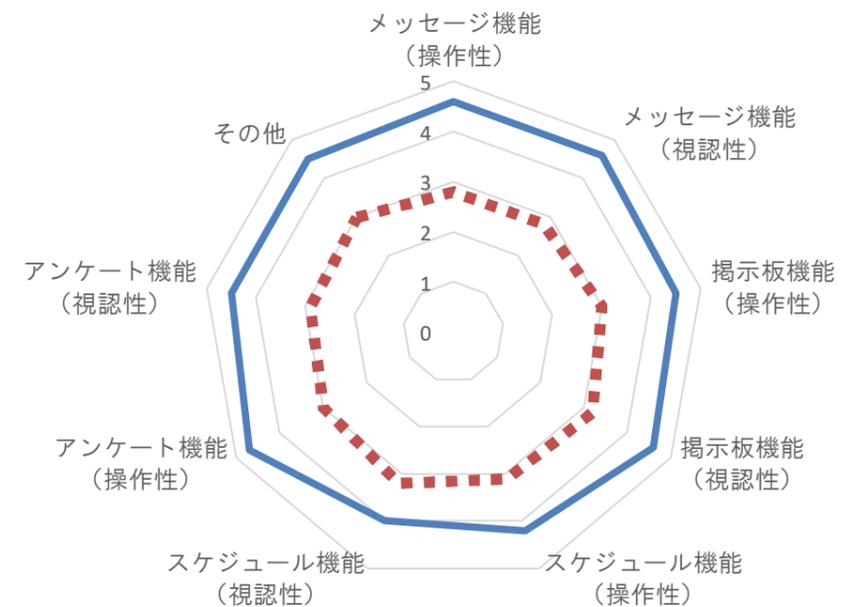
情報は文字のとおり、「情けを知らせるもの」である。新たなツールに全て飛びつくのではなく、議会活性化を柱として進めることが重要である。また、言うまでもなく会議体は対面で行い、議論を重ね方向性を見出して行くことが基本であることを忘れてはならない。

グループウェア評価シート（結果）

No.	機能	評価内容	LINE WORKS					サイボウズOffice				
			評価					評価				
			1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1	メッセージ機能	【操作性】 ・操作画面へのたどりやすさ ・メッセージを送るまでの手順の容易さ	悪い	←	普通	→	良い	悪い	←	普通	→	良い
					4.6			2.8				
		【視認性】 ・通知に早く気付けるか	悪い	←	普通	→	良い	悪い	←	普通	→	良い
					4.6			2.8				
2	掲示板機能	【操作性】 ・投稿された情報までのたどり着きやすさ	悪い	←	普通	→	良い	悪い	←	普通	→	良い
					4.5			3.0				
		【視認性】 ・必要な情報がすぐに確認できるか ・過去の投稿が探しやすいか	悪い	←	普通	→	良い	悪い	←	普通	→	良い
					4.6			3.2				
3	スケジュール機能	【操作性】 ・入力、変更がスムーズに行えるか ・グループ⇄個人の切り替えがスムーズか	悪い	←	普通	→	良い	悪い	←	普通	→	良い
					4.2			3.1				
		【視認性】 ・一目で確認できるか ・グループと個人の区別が付きやすいか	悪い	←	普通	→	良い	悪い	←	普通	→	良い
					4.0			3.2				
4	アンケート機能	【操作性】 ・回答がスムーズに行えるか	悪い	←	普通	→	良い	悪い	←	普通	→	良い
					4.7			3.0				
		【視認性】 ・回答結果が分かりやすいか	悪い	←	普通	→	良い	悪い	←	普通	→	良い
					4.5			2.9				
5	その他	・「既読機能、ディスク容量、費用」について	悪い	←	普通	→	良い	悪い	←	普通	→	良い
						4.5			3.0			

グループウェア評価結果比較

LINE WORKS (実線) サイボウズOffice (点線)



※上記は、それぞれの評価内容について、委員 11 人が 5 段階で評価を行い、平均値を出した結果である。

豊田市議会グループウェア運用ガイドライン（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、豊田市議会（以下「議会」という。）及び豊田市議会事務局（以下「議会事務局」という。）におけるグループウェア（以下「本システム」という。）の適正な使用について必要な事項を定めるものとする。

（運用目的）

第2条 本システムは、議会運営の効率化、情報伝達の円滑化を図ることを目的として運用する。

（適用範囲）

第3条 この基準は、本システムを利用する本市議会議員、本市議会事務局職員（以下、「システム利用者」）について適用するものとし、議会事務局副局長をもってシステム管理者を充てる。

（使用範囲）

第4条 本システムの使用範囲は、次に定めるものとする。

- （1）議員情報提供
- （2）各種通知及び連絡等
- （3）日程調整及びスケジュール管理
- （4）アンケート
- （5）災害時の安否確認
- （6）その他議長が定めるもの

（各種通知、データ提供）

第5条 議会事務局から議員への各種通知、資料の提供等は、原則としてデータ化したものとする。

なお、個人情報を含むもの、取り扱いに配慮が必要なものについては、会議システム（moreNOTE）を通して提供、もしくは用紙に印刷して提供するものとする。

また、データ化に適さないものについては、用紙に印刷して提供するものとする。

（使用機器制限）

第6条 システム利用者が本システムにログインできる情報通信機器は、次に定めるものとする。

- (1) 議員に貸与しているパソコン、タブレット端末
- (2) 議員本人が所有するパソコン
- (3) 議員本人が所有するスマートフォン、タブレット端末
- (4) 議会事務局に設置されているパソコン
- (5) 議会事務局が所有するスマートフォン
- (6) 議会事務局職員に貸与しているタブレット端末
- (7) 議会事務局職員が所有するスマートフォン、タブレット端末

(情報資産)

第7条 本システムを用いて送信可能な情報資産は、機密性の分類に従い次表のとおりとする。

分類	分類例	送信を行う情報資産
機密性1	①ホームページ等で公表されている情報 ②情報公開請求で開示できる情報	送信可
機密性2	①公表を前提としない内部文書 ②個人情報個人が特定できない状態に加工してある情報	送信可
機密性3	①個人情報 ②情報漏えいにより、市民の生命・財産、行政運営に重大な影響を及ぼすおそれのある情報資産	原則送信不可※

※訃報については、遺族の了承がある場合のみ、送信可とする。

(禁止事項)

第8条 システム利用者は、次に定めるものについて、これを禁止するものとする。

- (1) 個人情報並びに議会及び市において公開されていない情報、または審議及び審査中の情報を外部に発信すること。
- (2) 法令または公序良俗に反する情報を扱うこと。
- (3) 本システムの諸機能を利用して議会外部の人、または組織と情報共有を図ること。
- (4) 他者の迷惑になる行為を行うこと。
- (5) ユーザー名及びパスワードの不正利用及びパスワードの漏えい。
- (6) その他議長が定めること。

(遵守事項)

第9条 システム利用者は、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

2 議員は、本システムを使用する場合、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、システム利用者の責任において行うこと。
- (2) 受発信内容は公表しても支障のない内容とすること。
- (3) 議会及び市の情報の保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処すること。
- (4) 会議データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損及び漏えいの防止に関すること。
- (5) 豊田市個人情報保護条例等に基づき、データの取り扱いは適正に行うこと。

(機器の破損・紛失)

第10条 本システムを利用する情報通信機器が破損または紛失しないよう適正に管理すること。

2 破損等で端末装置を修理に出す場合は、端末装置内の保存データ（文書）やインターネットのパスワードなどが読み取れないよう、データの完全な削除や退避などの措置を講じるよう努めなければならない。

(ユーザー管理)

第11条 次に掲げるユーザー管理については、システム管理者がこれを行う。

- (1) システム利用者の新規就任等に伴うユーザー登録
- (2) システム利用者の辞職等に伴うユーザー抹消
- (3) その他異動等に伴うユーザー情報の変更

2 前項の規定によりシステム管理者が作業を行う際は、システム利用者はこれに協力するものとする。

(パスワード管理)

第12条 本システムをログインする使用機器の全てにパスワードを設定しなければならない。

2 システム利用者は、パスワード管理について次に定めるものを遵守しなければならない。

- (1) ユーザー名及びパスワードはシステム利用者を特定するもので、不正使用されないためにもパスワードの使用には細心の注意を払わなければならない。
- (2) 本システムログイン用のパスワードは、生年月日、イニシャル等、第三者が推定しやすいものは使用しないこととする。

(障害発生時)

第 13 条 システム利用者は、障害が発生したときには、次で掲げる対処をするものとする。

- (1) 本システムに事故等が発生した場合の連絡体制は、別表 1 のとおりとする。
- (2) 情報漏えい事故等があった場合は速やかにシステム管理者へ連絡し、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第 14 条 本システムの運用等で諸問題が発生した場合は、議会運営委員会または各派代表者会議で協議するものとする。

(見直し手続)

第 15 条 議長は、このガイドラインの目的を達成するために、必要な事項を改正するものとする。

(委任)

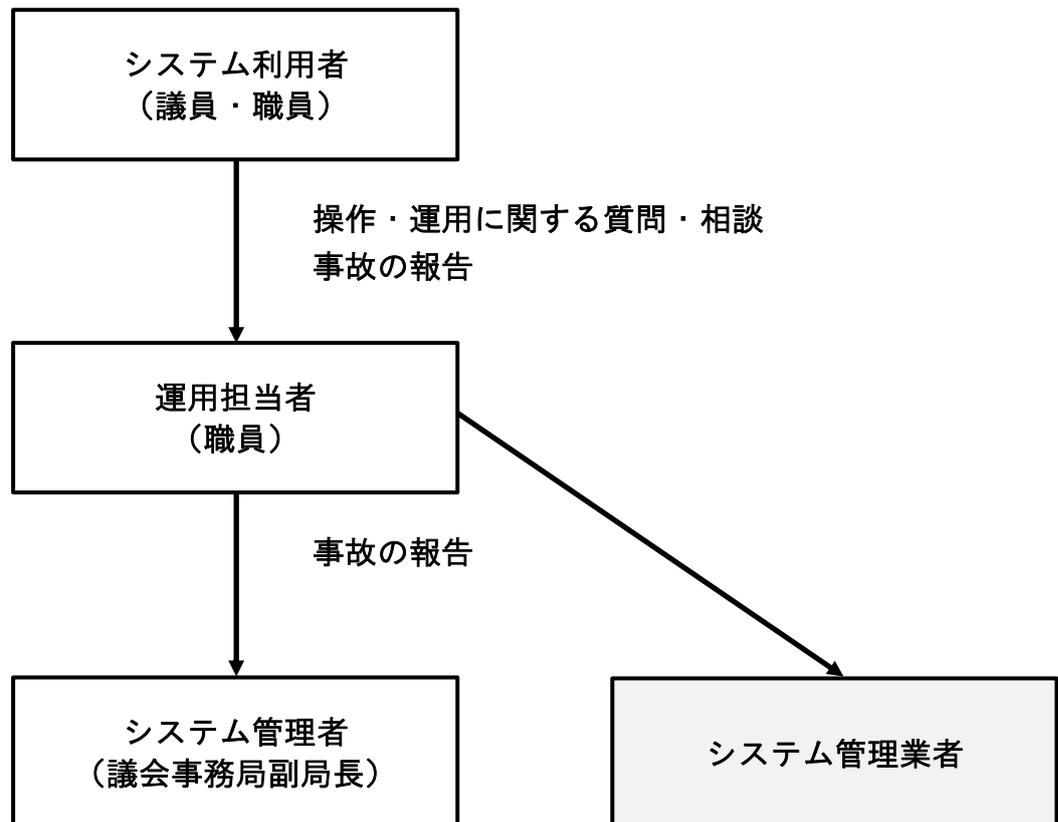
第 16 条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

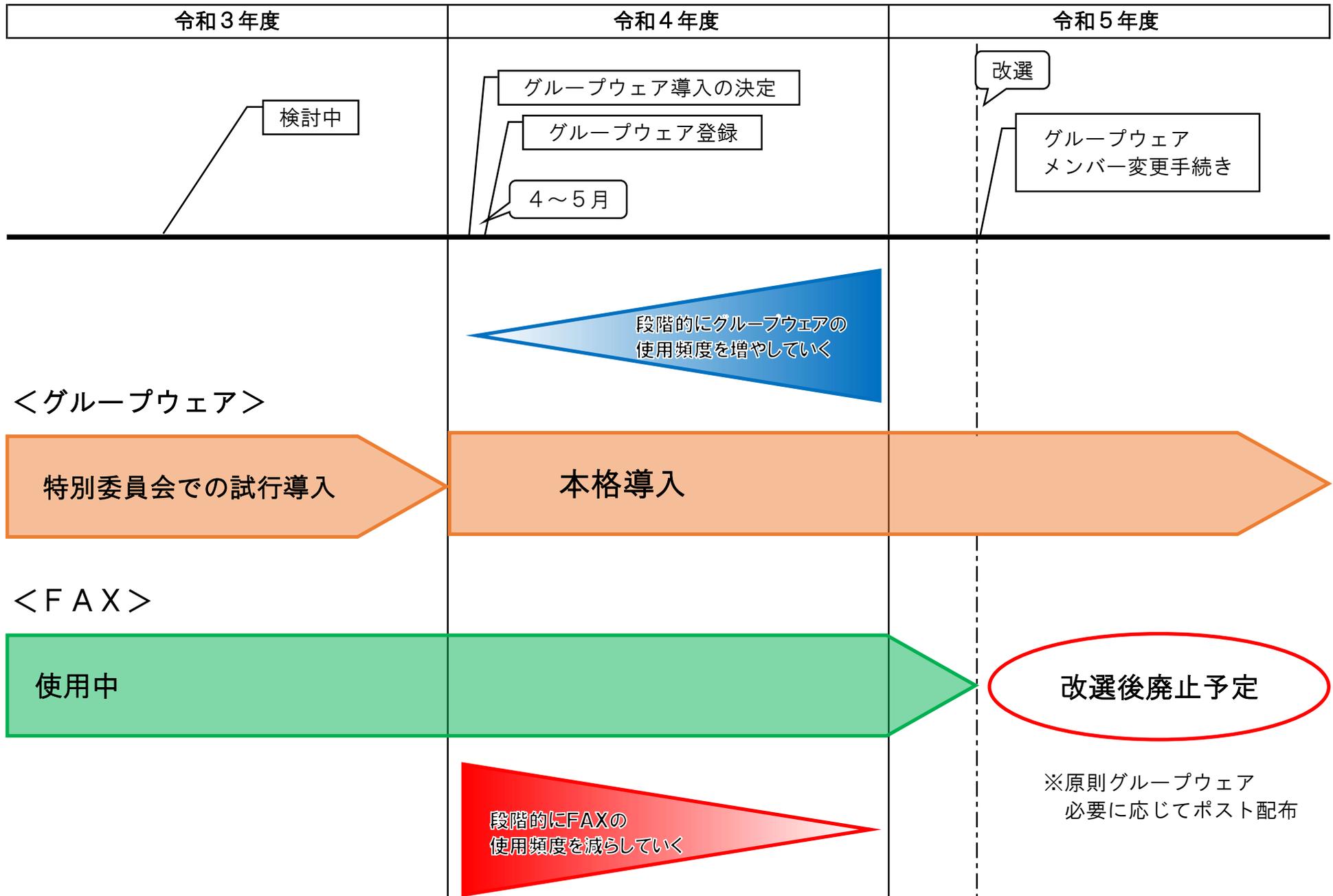
別表 1

事故発生時等の対応



グループウェア使用による情報提供等のFAXからの切り替えについて（案）

資料2



○段階的にFAXの使用頻度を減らしていくためのプロセス

第1段階 会議等の開催通知
議員情報提供（各種イベント等のお知らせ） → 導入後6か月程度を目途に（秋頃）

第2段階 議員情報提供（事故・災害等）
葬儀連絡 → 改選期まで併用

豊田市議会オンラインによる委員会出席等に関する運用要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、豊田市議会委員会条例（以下「条例」という。）第9条の2第1項に規定する「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加」（以下「オンライン出席」という。）させる場合における委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（オンライン出席の対象事由）

第2条 オンライン出席の対象事由については、次のとおりとする。

（1）生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延により参集することが困難な場合

ア 「生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症」については、社会経済に影響を及ぼす感染症の感染拡大が発生した場合を基本とし、その都度、議会運営委員会において協議するものとする。

イ 新型コロナウイルス感染症により参集することが困難な場合については、保健所等の要請により、外出を控える必要がある者（無症状又は軽症の感染者、濃厚接触者等）とするものとする。

（2）地震、台風その他の大規模な災害の発生により参集することが困難な場合

地震、台風、豪雨、豪雪、洪水等の自然災害の発生時においては、委員の個々の状況は異なっており、委員長が統一的な基準で判断することは困難であることに鑑み、その発生により、公共交通機関及び幹線道路が利用できなくなるなど、事実上参集することが困難であると当該委員が判断した場合とするものとする。

（3）上記以外の事由

条例第9条の2第1項に規定する「発生等により」の「等」については、予見することが困難な危機事案が発生した場合を基本とし、今後、地方議会をとりまく環境をはじめとする社会情勢の変化に応じて対策すべきと考えられる事由も含め、その都度、議会運営委員会において協議するものとする。

（オンライン出席の手続）

第3条 オンライン出席をしようとする委員は、条例第9条の2第2項に規定する委員長の許可を得るため、原則として、次に定める時刻までに委員長にその旨を申し出るものとする。委員長は許可に際して、委員から次に定める時刻を経過した後に申出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(1) 開議時刻が午前の場合は、委員会開催前日の午後5時まで

(2) 開議時刻が午後の場合は、委員会開催の午前9時まで

(委員長がオンライン出席する場合の取扱い)

第4条 委員長がオンライン出席する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 委員長がオンライン出席する場合は、条例第9条の2第2項に規定する委員長の許可は副委員長が行うものとする。

(2) 円滑な委員会運営を確保するとともに委員長の委員会出席の権利を確保するため、当面は、委員長がオンライン出席する場合は、条例第15条第1項に規定する「委員長に事故があるとき」とみなし、委員長が当該委員会に諮った上で、副委員長に委員長の職務を代行させることができるものとする。

委員長及び副委員長が共にオンライン出席する場合は、条例第15条第2項に規定する「委員長及び副委員長共に事故があるとき」とみなし、委員長が当該委員会に諮った上で、年長の委員に委員長の職務を代行させることができるものとする。

(オンライン出席する委員の責務)

第5条 オンライン出席する委員の責務については、次のとおりとする。

(1) 委員以外の者がいない場所を確保すること。

(2) オンライン出席に必要な機器や通信環境は、委員自身で整えること。

(3) 委員会開議時刻までに議会事務局との間で通信環境が良好であることを確認すること。

(4) 議会事務局との連絡体制を確保するため、携帯電話を常備すること。

(通信障害時の取扱い)

第6条 通信障害時の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 委員長は、オンライン出席する委員の映像と音声のいずれかに通信障害が発生したものと認めるときは、当該委員を離席したものとみなす。

(2) 委員長は、オンライン出席する委員の発言途中に通信障害が発生したものと認めるときは、通信が回復した後、当該委員の発言を再度許可するなど状況を踏まえ柔軟に対応するものとする。

(表決の方法等)

第7条 表決は、委員会を招集する場所に現に出席している委員とオンライン出席する委員に対し、同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン出席する委員に通信障害等が発生したものと認めるときは、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(秘密会の取扱い)

第8条 当面は、オンライン出席する委員がいる場合は、第三者が委員会の様子を閲覧するおそれがあること、又は当該委員の周囲に委員以外の者がいないことを担保することができないことを鑑み、秘密会としないものとする。

(その他)

第9条 上記に定めるもののほか、委員がオンライン出席する場合における委員会の運営に関して必要な事項は、議会運営委員会において定めるものとする。